

1 | 現状

目黒区の下水道普及率は100%で、し尿を含む生活排水は、ほとんどが下水道で処理されており、残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして区が収集・運搬し、清掃一組が管理運営する施設で処理しています。令和5(2023)年12月末現在の収集戸数は2戸です。

またディスポーザー汚泥や浄化槽からの汚泥は、一般廃棄物収集・運搬業者が収集・運搬し、同じく清掃一組が管理運営する施設で処理しています。

2 | 基本方針

家庭系のし尿及び生活雑排水に関しては、公共下水道にて処理し、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等については、一般廃棄物処理業者による処理を行います。

○事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥^{*}、仮設便所のし尿等については、引き続き事業者の自己処理責任の徹底を図ります。

○浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査については、その徹底に努めるよう指導を行います。

※ビルピット汚泥

ビルピットとは、ビルで生じた排水を一時的にためるための地下に設置されている排水層です。排水に含まれる浮遊物や沈殿物が汚泥として蓄積されたものをビルピット汚泥といいます。

3 処理の区分と流れ

表 6-1 し尿等の区分と処理の主体

区分		収集・運搬の主体		処理の主体	
家庭系	くみ取りし尿	目黒区	無料	清掃一組	無料
	浄化槽汚泥(※1)	一般廃棄物収集・運搬業者	有料		
事業系	し尿(仮設便所等)	一般廃棄物収集・運搬業者	有料	一般廃棄物処理業者	有料
	し尿混じりのビルピット汚泥(※2)			一般廃棄物処理業者	
					清掃一組

※1 東京都下水道局に届出済みのディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥を含みます。

※2 専ら居住用の建築物から排出されたものとして清掃事務所長が認めたものは、清掃一組が無料で受け入れています。

図 6-1 し尿等の処理の流れ

